



不動産所有者が受託者たる信託銀行に信託設定を行うことで、所有権は信託銀行になり、不動産所有者は「信託受益権」という権利を得ることになります。
この「信託受益権」の媒介等(いわゆる仲介)を行うためには第2種金融商品取引業の登録が必須となります。